

平成 28 年度 第 5 回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成 29 年 2 月 14 日（火） 15 時 10 分～16 時 40 分

2 場 所 合同ビル G301 会議室

3 出席者

（1）委員

酒井俊典副委員長、岡良浩委員、木下誠一委員、小菅まみ委員、野地洋正委員、三島直生委員、南出和美委員

（2）三重県

（農林水産部）農業基盤整備・獣害担当次長 ほか

（県土整備部）道路整備担当次長 ほか

（県土整備部）流域整備担当次長 ほか

（県土整備部）住まいまちづくり担当次長 ほか

（事務局）公共事業総合推進本部事務局長（県土整備部副部長）、公共事業運営課長 ほか

4 議事内容

（1）三重県公共事業評価審査委員会開会

（司会）

ただ今から、平成 28 年度第 5 回三重県公共事業評価審査委員会を開催します。

本日は、委員長が不在ということで、三重県公共事業評価審査委員会の条例第 5 条の第 3 項に基づきまして、副委員長に委員長の職務を代理していただきたいと思います。

それでは、本委員会につきまして、会を進めさせていただきますが本委員会につきましては、原則、公開となっています。副委員長、本日の委員会の傍聴はよろしいでしょうか。

（副委員長）

委員長がお休みで、私が代理で進行させていただきます。

今、事務局からありましたように、この審議を公開で行うか、ということですがけれども、公開でよろしいでしょうか。

<委員の同意あり>

そうしましたら、公開としますので、傍聴を許可します。

（司会）

はい。それでは、傍聴者がみえましたら入室してください。

本日の委員会につきましては、10 名の委員の中で 7 名の委員に出席いただいていますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第 6 条第 2 項に基づきまして、本委員会が成立していることをここに報告します。

それでは、本日の議事次第につきまして、事務局から説明させていただきます。

(事務局)

お手元の資料の赤いインデックスの1を、見ていただけますでしょうか。資料1と書いてありまして、議事次第です。これまで当委員会で審議いただきました、各事業の対応方針を報告します。

議題1では「農林水産部事業評価結果における今後の対応方針」として、「かんがい排水事業」の再評価をはじめとする3事業について、今後の対応方針を報告します。その後、意見交換として3事業まとめて、質問などをお受けしたいと思います。

引き続き議題2では、「県土整備部事業評価結果における今後の対応方針」として、「道路事業」の再評価と事後評価の2事業について、今後の対応方針を報告し、その後、意見交換をお願いします。

この後、短い休憩を挟みまして、「海岸事業」の再評価以降の4事業について今後の対応方針を報告し、4事業まとめて意見交換をしたいと思います。

なお、説明につきましては、赤いインデックスの4になります。資料4、公共事業評価の結果における事業方針書に基づいて報告します。

また、資料の最後に、青いインデックスで「資料編」というのを添付していますが、これは、本年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要を掲載していますので、併せてご覧ください。

説明は以上です。

(司会)

ただ今の事務局の説明で、何かご質問とかありますでしょうか。よろしいですか。

はい、それでは、議事次第の議題1の方から、ここからは、酒井副委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(副委員長)

それでは私から進めたいと思います。よろしくをお願いします。今、説明がありましたように、議題に沿って進めて行きたいと思います。

まず1番目ですけれども、「農林水産部事業評価結果における今後の対応方針」について、説明よろしくをお願いします。

(事務局)

議題1の農林水産部 事業評価結果における今後の対応方針を報告します。

赤いインデックスの資料4、「事業方針書」の1ページ、青いインデックスで「再評価結果」のついているページになります。こちらの、おもて側になります。

今年度審査をお願いしました再評価について、審議の結果、10事業全てについて「事業継続を了承する」と、継続の答申をいただいています。

また、事後評価につきまして、12ページ、青いインデックスで「事後評価結果」のついているページをご覧ください。うら側になります。11ページになります。

この表にあります5事業のご審議をいただき、全ての事業で「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」と、了承の答申をいただいています。

この答申と、合わせて頂戴したご意見を踏まえまして、「事業の対応方針」をまとめています。
なお、それぞれの具体的な対応方針につきましては、各部の担当次長から報告しますので、よろしく申し上げます。

(司会)

それでは、農林水産部の取組で、かんがい排水事業の再評価、農道整備事業および中山間地域総合整備事業の事後評価について、対応方針を説明します。それでは、農林水産部 農業基盤整備担当次長から、ご報告をお願いしたいと思います。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

農業基盤整備担当次長です。4 ページをお願いできますか。かんがい排水事業について説明します。

再評価審査対象事業としまして、かんがい排水事業 1 番 宮川 4 工区です。

委員会意見といたしまして、平成 28 年 9 月 27 日に開催された、第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、1 番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を承認する。」との答申をいただきました。

次に、かんがい排水事業の背景についてです。かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる農業用水の確保、水利用の安定化・合理化・土地利用の高度化等を図るため、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行うことにより、農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保ならびに、農業の有する多面的機能の発揮を図ることを目的としています。

宮川第 4 工区の施設は、国営宮川用水土地改良事業の下流幹線水路として、伊勢市の農地を灌漑する県営事業により整備された農業用水路です。建設から約 40 年近くが経ち、施設の老朽化により、漏水などが発生し、維持管理に多大な時間と費用を要していました。このため、国営造成施設と一体的に改修、パイプライン化すると共に、安定した農業用水供給と維持管理の省力化を図るため、平成 18 年度に事業に着手しました。

事業への対応方針です。事業の課題についてですが、水路の老朽化により、現在、水路の維持管理補修や水管理に農家は非常に苦慮しており、早期の事業完成を行う必要があります。

解決方針ですが、当該事業は国庫補助事業で実施しておりまして、十分な予算措置がなされるよう国に要望しながら必要な予算の確保に努め、計画的かつ効率的に事業を実施し早期完成に努めます。

次に、14 ページをご覧ください。ここから事後評価についてです。

農道整備事業の事業方針について説明します。

対象事業は、農道整備事業 501 番 伊賀地区、伊賀 2 期地区、伊賀 3 期地区、青山地区でございます。

委員会の意見として、平成 28 年 10 月 28 日に開催されました第 4 回当委員会で、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

次に、農道整備事業の背景についてですが、農村地域では、農地と農業用施設、市場などを結ぶ道路が十分確保されておらず、通勤や通学路などの生活に必要な道路整備も遅れています。このため、農業機械や農産物の輸送車両の大型化、農産物流通圏の拡大など、農業生産の効率化、

農産物流通の合理化を図るとともに、農村の生活環境を改善するため、農道の整備を実施しているところです。

本地区においては、地域の中央部に名阪国道が整備されているものの、各市町間を相互に連絡する基幹道路が未整備となっており、大消費地の中間に位置しながら、それを最大限に発揮できない状況となっていました。

そこで、伊賀市・名張市に点在する農業生産団地を環状道路で繋ぐことによる、農産物の集出荷の合理化や消費地へのアクセス向上を図り、地域農業の発展を目的として、本事業を実施いたしました。

次に、事業への対応方針ということで、事業の課題でございますが、農道の供用開始から30年以上が経過し、老朽化した舗装の打ち替えが必要となっている箇所など、改善を要している箇所があります。

これの解決方針としては、現在老朽化した舗装の打ち替えなどを一部地域で実施しており、今後も市町と協議・調整して計画的に実施していく事としています。

また、前回の委員会の時に、住民のアンケート結果について、「農家からの便利になった、という回答が少ないのではないか」というご意見をいただきました。これにつきましては、広域農道が生産物の集出荷場所から、消費地への二次輸送を主な目的としており、受益者が直接的に利便性を実感しづらい状況にあったためではないかと考えています。この度、広域農道の二次輸送について、JAに確認しましたところ、広域農道に隣接するライスセンターや、カントリーエレベーターでは、ほぼ全量がこの広域農道を利用して輸送しているとの事でした。そのことから、広域農道の主な目的と効果は、十分に達成されていると考えています。

次に、15ページをご覧ください。中山間地域総合整備事業についてです。対象事業は502番、茅広江地区、503番、志摩地区です。

委員会の意見といたしまして、平成28年10月28日に開催された、第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502番、503番について「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

中山間地域総合整備事業の背景についてです。本事業は、農業の生産条件が不利な地域の実情に沿った整備手法により、圃場整備等の農業生産基盤の整備や、農村生活環境等の整備を総合的に実施することにより、農業の持続的な安定と、農村地域の活性化を図ることを目的としています。

502番におきましては、地区内の水田が耕作放棄地となることが危惧される中、圃場整備による大型機械の導入及び農業用水施設整備による用水管理の省力化を行い、農業経営の安定化と地域農業の持続的な安定を図るため、事業を実施しました。

503番においては、地区内の過疎及び高齢化が進む中、農業生産整備の実施による農業経営の安定化と合わせて、農村生活環境整備を実施する事による地域の活性化を図るため、事業を実施しました。

事業の対応方針で事業の課題ですが、過疎化や高齢化による、農地のあぜ草刈や農道・用排水路の維持管理を、農家のみで実施することが困難な状況になってきています。このため、農地や農業用施設は、地域の共通資源として非農家も含めた、地域全体で管理に取り組むようなことが必要となってきているのではないかと考えています。

課題の解決方針としましては、農地・農業用施設の保全につきましては、「多面的機能支払」という制度が平成 27 年度に法制化され、維持管理や環境美化活動に対して、財政的支援が行われるようになっていきますので、これを推進し地域の活動を支援して行きたいと思えます。

以上で説明を終わります。

(副委員長)

ただ今、かんがい排水事業、農道整備事業、中山間地域総合整備事業の 3 事業につきまして、対応方針を説明いただきました。4 ページと 14 ページと 15 ページです。これにつきまして、質問とか意見があるようでしたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

(委員)

一般的な質問になると思えますけども、例えば、4 ページのかんがい排水事業というのが、国庫補助事業ですが、事業費は 100%国に出してもらっていますか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

100%ではありません。地域によって、中山間地域とかだと 5%アップしていますけれど、基本的に国が 50%で、県が 25%です。

(委員)

今、我々は三重県の公共事業評価で集まっていますが、例えば、事業費のうち国が 50%出し、県が 25%出して、市が 25%出すという事になると、これは本来で言えば、市は市で評価をされている、こういう外部評価をされているかどうかは別ですけど、国はされている。その中で、三重県としてやっている、行政が行っているというような事でよろしいですか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

はい、国庫補助事業で 50%が国で、25%が県で、残りの 25%は、農業農村整備事業の場合は、基本的に地元負担をいただきますので、市町の財政力関係、地元農業をどのくらい重視しているかによって、市の負担が多くなったり、少なくなったりしています。5%の所もあれば、20%の場合もあります。今おっしゃっていただいたように、農業農村整備事業等補助事業評価実施要領などをつくりまして、国も評価をしています。

(委員)

国の支出が、適切かどうかという事を、外部かどうか分からないけど評価していますか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

国も外部の委員会を設けまして、事業評価を実施し、県も傍聴に行く時もあります。

(委員)

なるほど

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

市町の場合は、事業評価したと言うのは、聞かないですが、それについては事務局の方で聞いてもらえたらと思います。

(委員)

はい

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

市町の方では聞いた事はありません。

(委員)

そうですね。分かりました。例えば、かんがい排水事業を今の負担割合で宮川4工区を実施する時に、やるとか、やらないとかという事を、国や市で協議をされるのか、それから決まってくるのか、あるいはそうではなくて、かんがい排水事業全般として、三重県ではどれ位の水準でやって行きたい、という事を決められた後に、三重県の中で、どこを今年は重点的にやるだとか、長くかかる話ですから、そんなに意思決定を毎年する事はないのかもしれませんが、見直しはされると思うのですけども。

三重県が排水事業を、どこでやるかという裁量は、どの程度あるのかと。そうじゃなくても、個別の場所、場所で、それぞれが単独で事業決定していくものなのか、その事業に入る前の話ですね。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

基本的には、土地改良事業というのは、地域の受益者から地元負担をいただく申請事業です。例えば、15人以上の申請人により、この事業をやって下さいと申請して始まる事業です。

(委員)

なるほどエリアが決まっている。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

そうですね。しかし、それでは、やはりある程度早い者勝ち、言い方が悪いですが「自分のところをやってくれ」ということで、私たちから見れば違うところの方がB/Cが高いのに、これができないということがあります。これまで、私たちにはこうした悩みがあり、国の考え方、三重県の考え方がある程度持ったなか、こちらの方を実施した方が良いと思いながら、申請を出された方を実施するということがありました。住民の参加という意味では、すごく良い事業ですが、このような欠点があるというようなことも含めて、私どもとして農業農村整備事業を進めていく基本計画を作れないかと考えました。例えば、鈴鹿エリアや宮川流域をどのように進める、東紀州も大事なのでこうした中山間地域をどのように進めていけばというようなことを考慮して、昨年度末に10カ年の計画を策定しました。

(委員)

計画の名前を教えてくださいませんか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

三重県農業農村整備計画です。

この長期計画と言うのは、10年位先を見据えて、優先度とか、熟度などを考慮し、皆ですり合わせをしながら、地域の方に入って行くというようなことです。

(委員)

大変良くわかります。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

そのような感じです。

(委員)

私も、都市計画分野で、マスタープランを作った目で大抵の事業に入ってきましたので。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

すごく大事ですよ。

(委員)

そうですね、はい、ありがとうございました。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

また、ご指導、よろしくお願いします。

(委員)

こちらこそ

(事務局)

事務局から、先程の委員の質問にお答えしますと、再評価は、事業主体がやる事になっていまして、当然、補助事業であれば、そういった事業を継続していく、または、採択するための条件で、再評価というのを続けていますので、事業主体も県なのでこういった評価委員会を開いて、やって行くことです。

(副委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

事業主体が県だから、ここで、評価が出るという、再評価をされる。ありがとうございました。大体分かりました。

(副委員長)

他、いかがでしょうか。

(委員)

農道とか林道とかは、老朽化した場合、修繕しますね。あれは、市町が負担するのですか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

簡易なものについて、例えば、溝や道路が少し掘れた、めくれ上がってきた、という修理については、管理で市町がして頂く時もあるのですが。やはり、5,000万円も1億円もかかってくると、市町だけではなかなか出来ないの、補助事業を国で作っていただいています。

(委員)

農道の場合は、国土交通省の普通の道路と違って、舗装も薄いしね。そういった場合、生活道としての利用も悪くなる。ほとんど凹んでいますね。そういった場合、修繕にかかる市町の負担はどうなりますか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

実際、農道でも地元負担を貰う様な道路もあります。林道でも、そうだと思うのですが。その時に、基本的に、広域農道などでは、道路構造令に基づいて、(最大縦断勾配は)8%でなければならないなど、そういう決まりについては、それを守って、なるべくお金の掛らないように、切り盛りが少なくなるように作っている。さっき言っていただいた、交通量ぎりぎりのところで作って行くという事があって、例えば、過積載であったり、通行量が3,000台だと思っていたのが、10,000台になるとやはり傷むというような事で、舗装の打ち替えなどもさせていただいています。

(副委員長)

よろしいですか。

(委員)

今の話で、県が全部管理するのではなくて、地元へ引き渡すという、そのあたりのシステムというのは、どうなっているのでしょうか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

実際、例えば、農道の場合でしたら県でつくらせてもらって基本的には、それを市町に譲渡させてもらう。何ヘクタール以上だったら県で実施するなど要綱で決まっています、小さい規模につ

いては、国の補助を利用しながら、市町でやります。例えば、大きい規模のものは県で実施しますが、施行後、基本的に市町に譲渡し、管理は市町がしますという事になります。例えば、かんがい排水事業でしたら、排水路やパイプラインを施行し、これは改良区に譲渡する。宮川用水改良区等がありますよね、そういう所に譲渡させて頂く。このように、要綱に沿って事業者を決める事になります。

(委員)

何故そうなっているのですか。何で県がつくられたものを、自分達で管理しないで、直ぐ譲渡するのかというのは、今おっしゃられているのは、別に安い物を作ったという訳ではないだろうけども、三重県が判断して、事業の水準を決められたものを、すぐに譲渡されて、その後道路が悪くなったとか、常識的には市は、県側になんとかしてと言うと思うのですけどもね。それが自己完結しないのは、何故なんでしょうか、というのは、お聞きしてもよろしいですか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

実際、役割を分担している、という事です、農業用施設に関しては。規模によって事業者を決める、事業者を決めて運用しています。例えば、つくったものについては、やっぱり地元負担を貰っています。圃場整備であれば、個人の土地を整備しています。大きな意味では農業農村整備事業というのは、食料の生産が安定的にできることで、国民、県民の安全性と言うのでしょうか、食料の安全性というのがあるので、公共的な事業となっています。その公共事業の特殊性っていうのですか、その圃場整備でしたら個人の土地をさわる、パイプラインというのは受益者が決まっている。これらを作ることによって、受益に水がもたらされます。また、改良区以外の所の直接的な受益は、パイプラインで水がくる人が決まっていますので、そこは役割を分担しましょうという様な考えなのかなと思っております。

(副委員長)

多分、一般の方は農林水産省の事業と、国土交通省の事業の違いについて理解されていないと思うのです。それはやはり、これから事業を進めていく中で、県民の皆さんに分かってもらって、地元を良くしているのだけど、地域全部も良くなって、県も良くなるという、その流れをしっかりと理解してもらうような考え方で、事業を進めていただければ、というような感じかなという事で、市町との調整もあるでしょうし、地元の調整もあるので、そのあたりをうまくしていかないと、事業主も地元の意向も反映された中で、なかなか事業が進まなくなるかもしれませんので、是非そのあたりを、今よく考えられて進められているというのは、十分承知しているのですけれども、加えてそのあたり考えていただければ、というようなご意見だと思うので。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

すいません。ちょっと上手に説明できませんでした。

(委員)

熊野の農道で整備したオレンジ道路は、どちらかといったら、42号線のバイパスで生活道路で

すよね。だからあれを市で、老朽化したのを負担しなければいけない。あれは、県道に昇格しましたか。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

昇格しました。

(委員)

農道のままだったら、市町が負担しなければならないのかな、と思ったもので。

(副委員長)

皆さん、多分、県がやったら県が全部持ってくれるのだ、という気持ちになられている方が多いと思いますので、そのあたりの事業の違いも含めて、今後十分考えられていると思うんですけど、よろしくをお願いします。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

はい、どうもありがとうございます。

(副委員長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今後の方針の中で、先程のことにも全部つながっちゃうので、市町と連携するとかですね、国から予算を貰ってくるとかですね。その辺り方針としては分かるのですが、実際どういう動きを考えられているかっていうのを、伺いたいなと思います。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

はい。国の補助事業で予算をいただくというのは大きいことで、予算要求をするに際して、知事に全国知事会で発言いただいたり、特別に要求していただいたりしております。また、市町との連携ということで、さきほどの計画を作る時には、何回も市町の方と話したりして、約2年をかけて作ったというようなところで、連携はできているかなとは思いますが。

(副委員長)

よろしいですか。他いかがでしょうか。

ますます頑張ってくださいというご意見もあると思いますので、今後とも県のために。今このことを考慮しながら頑張ってください、というご意見だと思いますので、よろしくをお願いします。

(農業基盤整備・獣害対策担当次長)

今日はどうもありがとうございました。またよろしくをお願いします。

(事務局)

それでは県土整備部の取組で、道路事業の再評価と事後評価につきまして、対応方針の方を説明させていただきます。県土整備部道路整備担当次長、報告をお願いしたいと思います。

(道路整備担当次長)

資料の6ページをまずご覧ください。

再評価の対象事業について説明させていただきます。

道路事業の2番「一般国道477号菰野バイパス」、3番「一般国道167号磯部バイパス」、4番「一般国道260号南島バイパス」、5番「一般国道368号上長瀬」です。

委員会の意見といたしましては、平成28年9月5日に開催されました、第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、3番、4番、5番について「事業継続の妥当性が認められたことから、事業の継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、平成28年10月28日に開催されました、第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番につきまして、「妥当性が十分に認められることから事業を了承する。」との答申をいただき、合わせて「事業の計画的な執行を図り早期に完了を努められたい。」との意見をいただきました。

道路事業の背景といたしましては、道路は地域の生活や経済活動、地域間の交流連携を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況は、まだまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、県民等の安全性や利便性の向上を目的に、高規格幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時の復旧・復興に資する道路、交通円滑化を図る渋滞対策、安全・安心・快適な道路環境を確保する道路等について計画的な整備に努めています。

再評価事業の対応方針ですが、再評価におきまして、事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。なお、道路事業4番「一般国道260号南島バイパス」は、平成28年12月17日に一部供用開始をし、現道の幅員狭小や線形不良が一部解消されました。

今後の事業の対応方針ですが、今回の再評価対象事業は、幅員狭小や線形不良の区間を解消し、安全で円滑な交通確保を図るとともに、緊急輸送道路として機能強化や、高規格幹線道路へのアクセス強化を図るものであることから、確実な整備の推進が必要です。事業効果の早期発現に向けて、事業の計画的な執行を図る必要があると考えています。

今後の課題の解決方針ですが、整備効果を早期に発現させるため、区間を区切って整備を進めていきます。また、地域の課題や道路のストック効果を国への確に伝え、計画的な事業執行が図れるように努めていきます。また、市町や関係機関との連携を図り、円滑な事業執行により、事業期間の短縮を図るとともに、公共工事間の現場発生土や設備の流用を検討するなど、コスト縮減を図り、事業の早期完成に努めていきたいと思っています。

続きまして、17ページをご覧ください。事後評価の事業について説明させていただきます。対象事業は、道路事業504番「主要地方道・鳥羽松阪線榎田橋工区」です。

委員会の意見ですが、平成28年9月27日に開催されました、第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、504番につきまして、「事業の効果については、評価の妥当性を認め

る。」との答申をいただきました。

この道路の背景ですが、道路は地域の生活や経済活動、地域間の交流を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。この主要地方道・鳥羽松阪線櫛田橋工区は主要渋滞ポイントである櫛田橋南詰交差点の渋滞解消を図り、円滑な交通を確保するとともに、老朽化した櫛田橋の架け替えにより、安全な交通を確保することで、緊急輸送道路としての機能強化を目的に整備を進め、平成 22 年度に完了した事業です。

事業の対応方針ですが、事業の課題といたしまして、アンケート調査の結果によって、4 車線化による走行性の向上に伴う自動車の走行速度の上昇や、4 車線から 2 車線へのすりつけ区間について、不安を感じていることが判明しました。

今後の課題の解決方針ですが、今後同様の渋滞緩和対策を行う際には、関係機関とスピード抑制を促すなどの対策を検討するとともに、すりつけ区間につきましては、十分な安全対策を講じるように計画していきたいと考えています。以上で説明を終わります。

(副委員長)

どうもありがとうございました。今、説明をいただきました農道事業 3 箇所と、道路事業の再評価 1 箇所と、事後評価 1 箇所ということで、説明いただきましたけれども、ご質問とかご意見ありましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

(委員)

道路事業ですけれども、個別ということではないのですが、例えば 17 ページのところでは背景としては、利便性や、緊急時の際の混雑、生活や経済活動の改善等ありますが、前からずっと思っていた、B/C を出す時には、緊急時や災害時の便益は、ほとんど入っていないのですよね。ただ、個別の説明の中ではこういう効果があると入っているのですけど、政府にそういうマニュアルが無いので、三重県は定性的にしかできない、というのはよく分かるのですけれども、可能であれば道路事業の中で、こういう事については、どういう評価項目を持ってくるのかとか、どのレベルだと優先順位が高いとか、真ん中だとか低いとかというようなことを、考えていかないと、我々も言われたままになってしまうのですよね。災害時の緊急輸送道路に指定されています、というのはどのように指定されているのかというのはお伺いした事もあると思うのですけれども、もし評価の時にもう少し包括的な三重県としての評価方針みたいなものがあると、その定性的な B/C に含まれない評価方法についても、比較的理解されるではないかなという意見です。

(道路整備担当次長)

ありがとうございます。どうしても B/C の評価になりますと、国で出されているマニュアルに基づいてやらざるを得ないところがあります。それは、どうしても隣接県との比較というか、評価する人ごとに数字がバラバラになるというのは好ましくないということから、国から時間短縮と事故減少と走行費用減少とその 3 つの便益だけが、ある程度定量的に評価できるということで、国交省の事業評価の委員会の方でも、その 3 つだけをやっているところですが、確かに委員がおっしゃるとおり、効果というのはそれだけではないのは確かですので、今現在は、こういうような表記の仕方とか説明の資料の中で書き込むという形になっていますけれども、今後包括的にこ

ういう評価軸がありますと示した方がよいというご指摘だと思いますので、事務局とも相談させていただきながら、検討が必要であれば検討を進めていきます。

(委員)

すぐにやって欲しいという事ではないです。恐らく道路に関しては、そういうウエイトが高くなっていくのではないかと思いますので。多分そういう事を政府は考えているような気がするのですけどね。なかなかそういう全国的に統一のマニュアルというのはないと思うので、その間地域で考えていただくようよろしくお願いします。

(道路整備担当次長)

ありがとうございます。国交省の方の事業評価委員会の資料も3便益のB/Cがいくつですというのと、合わせて、この地域のこういう事業ではこういうような効果がありますという作り方になっていて、似たような作り方になっていますので、そのあたりも参考にさせていただきながら、今後の検討課題とさせていただければと思っています。

(副委員長)

よろしいですか。他いかがでしょうか。

(委員)

道路に対しては、長期にわたり事業期間を要すると思うのですが、できるだけ工期を短くするにはどうしたらいいか、私たち市民側ももっと勉強をしながら、協力できることは何か、私たち市民は知らなさすぎるっていう点が多いと思うので、そういう市民としての教育も同時にしていく必要があるのか、そういうところはどうか。

(道路整備担当次長)

はい、ありがとうございます。確かに、今やっている事業は工期が非常に長くなっているものが多く、その多くが地域の方々のご理解がなかなか得られない、地権者のご理解が得られていないというところが大きな課題の一つだと思っています。今現在、特に大きい事業というか、事業規模の大きいものにつきましては、都市計画決定をする前のところから、環境アセスメントの手続き等々を丁寧に行うことになっています。今計画中の鈴鹿亀山道路については、配慮書の手続きをやっています、計画のルートを決める前の段階から、地域の方々にご意見をいただくような百人委員会というような委員会を設置しています。その中で、ルート決定をやっていくということから、地域の方々のご理解をいただくとともに、早い段階から事業実施に向けての課題というものを抽出というか、拾えるように検討をする手続きに入ってきているのですけれども、事業の大小によって、この手続きをやるべきかどうか判断する必要がありまして、特に環境アセスメントの手続きですと、4車線の10km以上の道路でとか、そういう基本的なルールがあって、出来るだけそういう大きな道路については、そういう手続きを出来るだけ活用して早期に、完成を目指していきます。スタートするまでに時間がかかっているところがありますが、スタートを切った後は、出来るだけ早期に完成出来るようにしたいと考えていますし、その他の事業につきま

しても、現在、今の通常の事業実施の中で出来るだけそういうリスクを軽減できるように計画の段階で地域の方々のご意見をいただいて、そういうリスクは回避できるような設計をするように取り組み始めているところです。直ぐに答えが出るというわけではないのですけれども、今後とも、しっかりと取り組んでまいりたいと思っていますし、先程の説明でもさせていただきましたように、事業区間をある程度区切りながらやることで、区切りながらでも効果が出るような事業計画を立てて行きたいと考えているところです。

(副委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

早期に実施するためには、区間を区切ってやっていく、というのは分かるのですけれども、一方で評価をする時には、道路っていうのは、いわゆるラストワンマイルと言いまして、ずう一つと出来ていても、最後が出来ていなかったら効果はかなり小さいですよ。ですので、評価をする時に非常に区間を小さく捉えられると、もっと広域的な機能があるはずであり、そこはまったくB/Cでは評価されていない訳で、まさにさっきと同じ様な理論ですけども、そのあたりは評価をする区域と、事業区間というのはどう考えているのか。我々が見て包括的な評価のほうが、妥当性が高いような気がするのですけれども、見ていると、この交差点の改良について、これは、B/Cがどうかと言われると、いや、それだけじゃないよね、というふうに思ったりもするので、なかなかそこが、評価基準が一致しないようなところがある、と言う気がします。そういう点については、何かお考えがあるのでしょうか。

(道路整備担当次長)

例えば四日市と菰野の湯の山温泉を結ぶ道路である国道477号で今実施している事業としては、四日市インターから海側が四日市拡幅事業という事業で実施しています。四日市インターから菰野インターまでの区間は、四日市湯の山道路と言う名称で実施してしまして、その先を菰野バイパスで事業を行っています。それを一つの事業でやろうとすると、あまりにも大規模で、なかなか説明がしにくという所で、事業単位を分けているところですが、逆に南島バイパスにつきましては、一つの事業として南島バイパスですが、それを工区分けしながら、出来るだけ効果が出るようなかたちで、整備の順番としては、一つの事業の中で工夫させていただいているということです。やはり、ご指摘があるように、ある程度評価が出来る単位で事業化はして行きたいと考えているところです。地元の皆様のご期待も、ここまでの区間でしか事業化されないのかというのも、あると思いますので、そのあたりは、計画をしっかりと立てて行く中で、ある一定の評価が出来て、バイパス事業としての事業効果が出るような単位でやって行きたいと考えている所です。

(副委員長)

よろしいでしょうか。他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。

道路事業自体、大変重要な事業だと思います。それから、今、他の委員からありましたけど、道が繋がってはじめて効果が発揮出来るので、区間を区切ると言うような早期に事業効果が出て

くるような事業体系というものが、新しい方針の中で出て来る、そのあたりを良く考えていただいて、今後の事業に活かしていただけたらな、というご意見だと思います。

もう1点、B/Cの扱いは、多分この中でも色々お話があったと思うのですが、B/Cに表われない道路がかなりあると思いますので、それも考慮した上で、事業を進めていただけたらというご意見だと思いますので、よろしくお願いします。

(道路整備担当次長)

ありがとうございました。

(副委員長)

それでは、一旦ここで、5分くらいの休憩を取りたいと思います。

ここで、5分間休憩します。16時5分から再開させていただきます。

< 休憩 >

(副委員長)

よろしいでしょうか。再開したいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

それでは、県土整備部の取組で、海岸事業と下水道事業の再評価について、対応方針を説明させていただきます。

それでは、県土整備部の流域整備担当次長から、報告をお願いしたいと思います。

(流域整備担当次長)

それでは、資料8ページをご覧ください。海岸事業の対応方針について、説明します。

再評価審査対象事業は、海岸事業の6番 長島地区海岸 高潮対策事業と、7番 長島港海岸 高潮対策事業です。

委員会からの意見としましては、平成28年8月8日に開催されました、第1回の委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、7番については、事業期間が長期にわたることから事業期間の短縮を図り事業の早期完了に努められたい。」との答申をいただきました。

海岸事業の背景です。三重県の海岸事業は、高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食、および地震による堤防沈下後の津波・高潮による浸水被害から、堤防背後の生命財産を守るとともに国土保全を目的として事業を進めています。

長島地区は、海拔ゼロメートル地帯でありまして、地震による堤防沈下の危険性が高い地盤でもあるため、耐震対策を実施しています。

長島港海岸は、既設護岸の老朽化が著しいことから、護岸整備を実施しています。

再評価対象事業の対応方針です。再評価において事業継続の妥当性が確認されましたことから、事業を継続して実施します。

事業への対応方針です。事業の課題と致しましては、7番の長島港海岸高潮対策事業につきましては、すでに26年経過していることから、ご指摘のとおり長期の事業となっています。

ただ、地元からの要望も強い事もありますので、平成36年度の完成目標を少しでも早くできるよう、事業を推進する必要があると考えています。

9ページ、課題の解決方針です。

当事業はこれまで、5月から10月に工事期間が限られていましたが、漁業関係者と調整を図ってきました結果、通年での工事によりやくご理解をいただくことが出来ました。

これによりまして、年間の工事可能延長を約1.5倍に伸ばすことが出来ますので、今後、この事業量に見合う予算確保に努め、早期完成をめざし、事業進捗を図りたいと考えています。

続きまして、10ページをご覧ください。

下水道事業の対応方針について、説明します。

再評価審査対象事業は、下水道事業 8番 北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）と、9番 中勢沿岸流域下水道事業（志登茂川処理区）です。

委員会の意見としましては、平成28年9月27日に開催された、第3回委員会における審査の結果、8番、9番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3番、下水道事業の背景です。

下水道は、伊勢湾などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの役割を担っています。流域下水道事業とは、県が整備する幹線管渠及び処理場です。これと関連する市町が整備する管渠を一体的に機能するものです。

8番 北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）は、四日市市南部、鈴鹿市、亀山市の汚水を処理します。9番の中勢沿岸流域下水道事業（志登茂川処理区）は、津市北部の汚水を処理するものです。

4番目の再評価対象事業の対応方針です。

審査の結果、事業継続の妥当性が確認されましたことから、今後も事業を継続して実施します。

5番の事業への対応方針です。まず、事業の課題は、三重県の下水道の整備状況は、依然として低い水準ですので、より一層整備を進める必要があると考えています。

課題の解決方針です。

8番 北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）におきましては、処理場の増設工事を推進します。また、9番 中勢沿岸流域下水道事業（志登茂川処理区）におきましては、早期供用に向けて、志登茂川浄化センター建設工事を推進していきます。説明は、以上です。

（事務局）

引き続き、街路事業の再評価につきまして、対応方を説明させていただきます。

県土整備部の住まいまちづくり担当次長から、報告をお願いしたいと思います。

（住まいまちづくり担当次長）

資料は、11ページです。街路事業の対応方針についてです。

再評価審査対象事業といたしましては、10番 街路事業の松阪公園大口線外1線です。

委員会意見につきましては、第3回の委員会において、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3番、街路事業の背景です。

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び、公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

松阪公園大口線は、松阪市内中心市街地と国道42号及び23号を連絡する幹線道路であり、鉄道交差の立体化により踏切を解消し、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路の機能強化を図ることを目的として、事業を進めています。

4番、事業への対応方針です。

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向け、事業を継続して実施していきたいと考えています。

事業の課題についてですが、鉄道と道路が立体交差する本線アンダーパス部約290mについては、平成28年3月に供用を開始し、踏切遮断による慢性的な交通渋滞が解消されましたが、引き続き仮設道路の撤去及び副道の整備を進め、沿道からの進入を含めた周辺交通の円滑化等を図る必要があります。

残る区間については、歩行者の安全確保のため、未整備となっている歩道の整備を進めるとともに、当該歩道に電線共同溝を整備して電線を地中化し、無電柱化を図り、大規模地震発生時における電柱倒壊による通行遮断等のリスクを解消することにより、緊急輸送道路としての機能強化を図る必要があります。

課題解決の方針としまして、仮設道路の撤去及び副道の整備につきましては、平成28年度末に完了する予定です。

また、残る歩道及び電線共同溝については、電線事業者や地中埋設物の道路占用者と調整を行い、平成31年度の完成に向け整備を進めていきます。以上です。

(事務局)

続きまして、事後評価になります、港湾改修事業の事後評価につきまして、その対応方針を説明させていただきます。県土整備部流域整備担当次長から、報告をお願いします。

(流域整備担当次長)

資料18ページをご覧ください。

港湾改修事業について、説明します。事後評価審査対象事業は、港湾改修事業 505番鳥羽港佐田浜地区です。

委員会意見は、平成28年10月28日に開催されました、第4回委員会における審査の結果、505番につきましては「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

鳥羽港（佐田浜地区）港湾改修事業の背景です。

佐田浜地区は、市営定期船や離島めぐりの観光船のアクセス拠点として必要な役割を担っていますが、旧港は船舶の停泊場所と離発着場所が同じであったため、効率的な入出港が出来ない状

況にありました。

この事業は、旅客施設の利便性・快適性の向上と賑わいあるみなとづくりのため、離発着場所を分離し、船舶の発着に必要な浮棧橋や、旅客ターミナルの建設に必要な用地造成、風光明媚な鳥羽港のパノラマを演出する緑地の整備を行いました。

事業への対応方針です。

まず、課題としまして、今後も、「三重県ユニバーサルデザインまちづくり条例」に合致した施設の利便性・快適性の向上を、さらに図ることが必要だと考えています。

この解決方針ですが、利用者からの意見をふまえて、利便性・快適性の向上をさらに図っていきたいと考えています。以上です。

(副委員長)

どうもありがとうございました。ただ今、海岸事業の再評価、下水道事業の再評価、街路事業の再評価、港湾改修事業の事後評価という事で、4件の事業の説明がありましたけれども、これに関しまして、質問、ご意見がありましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。何でも結構です。

(委員)

海岸事業のところですか。高潮対策事業が2つあったわけですがけれども、この時に確か、効果を出す時に、長島地区エリア全体が水没する様な事をシミュレーションして、そのなくなった時のものを効果とするのでしたか、費用と比較するのではなくて。どこが決壊してもそうになっていくわけで。例えば、他に高潮事業があった場合に、同じ様に、効果は全部が水没した時の費用は何かと言うと、全体としては矛盾するのではないか、という事を私思ったのですけど。これは、例えば、他にも高潮対策事業が、現在、進行されているのでしょうか。そういう時に、そういう評価で、果たして妥当なのかな、というのが、少し思いながら評価をさせていただいた記憶があるのですが。

(流域整備担当次長)

委員がおっしゃるように、他にも事業をやっています。海岸保全施設をどうするか、と言う事で、高潮対策事業をしていまして、高潮の事象で、例えば、波が超えて来るとか、あるいは、部分的に浸水をするとか、と言う事で浸水した範囲に存在する一般資産被害額をもって便益としている、というのがB/Cの考え方です。これも、おっしゃる通りでございます。

それで、エリアが被っている場合はどうするのか、というご質問だったと思うのですが。すぐ隣の海岸保全施設で、別の高潮対策事業が入った時には、浸水エリアというのは重なる事があります。したがって、そういう時には、一部重なった便益というのはカウントされる事になりますが、同時に二つやっていたら、それ全体で評価する事にもなるかと思しますので、ご心配の様なダブルカウントというのが、そうそうあるわけではない、と考えています。

(委員)

極めて論理的には、あるエリアの水害費用が10億円だったとしましょう。あるAという工事

が10億円だったとすると、B/Cは1になりますけれども、隣でも同じ10億円の工事をやっていると、コストとしては20億円だけれども、効果は10億円になるじゃないですか。そういう意味では、もしダブっているのがあるとすればそういう矛盾は、お感じになりませんか、と言う事ですけど。

(流域整備担当次長)

なかなか、その、エリアが被っているケースに、これまで当たった事が無いので。

(委員)

無いですか。

(流域整備担当次長)

申し上げ難い点が、理論的にはおっしゃる様な事でございます。ただ、被っているエリアと、被って無いエリアがあつてですね、上限が上限ではない様な気もするのですが、そういうケースに遭遇した事がないので、申し訳ありませんが。

(委員)

現実的に無いのであれば、あまり空論してもしようがないですけども。

(委員)

長島港海岸高潮対策事業で漁業関係者との調整の結果、通年で工事可能となつて1.5倍早く出来ると言うけれども。国の補助事業であっても、県も事業費の負担をしなければならない。

県予算が減るなかで、このように継続が決まった事業に関しては、予算確保ができるのですか。

(流域整備担当次長)

財政状況が厳しいという事は、良くご承知いただいております、ある意味有り難いかなと思っておりますが、事業を大きく分けると、県の負担を伴う事業は、国が直轄事業としてやる事業が一つ、それから、県が国からお金をいただいて行う事業が一つ、それから、県のお金だけでやる事業が一つ、と大きく三つくらいに分かれます。その中で、国がやる事業に対しての一定率を県が負担をしております、これが事業規模も大きくて、効果も大きくて、そういう意味では、それが一番事業効果の大きい事業です。

それから、二番目には、国から補助金をいただいて県のお金と足し合わせて行う事業があります。補助事業と呼んでいますが、これについては、国の事業に次いで規模も大きくて、事業効果も大きい広範囲になる性格がありますので、この二つを優先して県の予算も確保をしたい考えでやっていますので、例えば、海岸事業の事業費が拡大出来れば、そちらをほぼ優先してやって行きたい、このように考えています。

(副委員長)

よろしいですか。

(委員)

はい。わかりました。

(委員)

街路事業で教えてください。11 ページで、事業の課題の下の方に、共同溝に電線とかを埋めますという事で、理由として、大規模地震発生時における電柱倒壊による通行遮断等のリスクを解消する事とありますが、これは、今まで、あまり聞いた事が多分無かったかなと思ったのですが、今、主要幹線道路沿いの電柱が、大規模地震の時に倒壊の恐れがあるから、共同溝にしましょう、というような流れがあるのでしょうか。

(住まいまちづくり担当次長)

特に、緊急輸送道路を中心に、緊急輸送道路沿いに立っている電柱を、なるべく地中化していくという動きはありますし、国の方でも、緊急輸送道路については、新たな電柱を立てないという方針を出していますので、緊急輸送道路については、出来るだけ地中化をして行きたいと、そういう方針は持っています。

(委員)

地震の時に、倒壊の恐れが電柱に関してずっとされて良いと思います。個人的には、電柱自体はものすごく強いとかコンクリートの物であって、あれが地震の振動で破壊するような事があまりなくて、むしろ、地盤の方が危ないのかなと思ったものですから。そうすると、逆に言うと、大規模地震の仮想で、電柱が倒壊する恐れ有りとなると、対策しないといけない物がものすごく沢山出来てしまうのだから、それは、ちょっと、怖いなと思ったのですが。電柱の対策は、現状もそういう事ですね。

(住まいまちづくり担当次長)

実例としては、阪神淡路の時に電柱が倒れて通行に支障が出たという実態もありましたし、離島でしたけれども、暴風の時に電柱が倒壊して倒れ込んで来たという事実もありますし、地震によって液状化なんかも起こったりして、電柱が倒れるケースと言うのは有る、と認識しています。それと、電柱による電線と地中に入れた電線の不通率というか、断線する割合は、やはり、阪神淡路の時でも、かなりの割合で架空線は切れて地中線は切れなかったというのがありますので、それは、電柱の倒壊と1対1ではないと思いますけれども、そういう事実もあると認識しています。

(委員)

どうもありがとうございました。

(副委員長)

他、いかがでしょうか。

下水の普及率の事で伺いたいのですが、なかなか普及率が上がらないという事ですけども、

市町とかと連携しながら、と言う話になるのでしょうか、このあたり、三重県のスタンスとしては、今後どういう方針で行くのかを伺いたいと思っています。

(流域担当次長)

下水道の整備の大きな方針ですけれども、全体としては、下水道の他にはいろいろ農業集落排水事業とか、漁業集落排水事業とか、浄化槽とか色々ありまして、それらをまとめて生活排水対策のアクションプログラムというものを持っています。それが上位計画にあって、その中で下水道が分担をする割合と言うのが決められています。長期的には、例えば、今計画を持っている下水道の分担の割合は、全体の中で、81.6%を下水道で分担しようと考えています。それに向けて整備を進めている訳ですけれども、例えば、平成27年度末の割合ですが、まだ51.7%です。これを81.6%まで引き上げて行きたい、と考えていますので、それに向けて幹線の整備でありますとか、処理場の整備、それから、市町で行われている公共下水道の整備の促進を図って行きたいと考えています。

(副委員長)

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

18ページの鳥羽港の事業です。事業への対応方針で、課題の解決方針が記載されていますけれども、この解決方針を、もう少し具体的にどのような方針で進めて行くのかをお聞かせ頂ければと思います。

(流域整備担当次長)

もうすでに、現在の施設が「ユニバーサルデザインまちづくり条例」に合致した施設になっておりますが、更にですね、利用者さんの意見をお聞きしながら、改善をして行きたいという意味です。ちなみに、今なされているのは、例えば手すりですとか、それから、滑り難い舗装ですとか、その様な物への配慮をしている訳ですけれども、今後更に、利用者がどういった物が使い勝手が良いかも継続的に調査をしながら、対応して行きたいと、そのように考えています。具体性がなくて、恐縮です。

(委員)

利用者の意見を、どのように吸い上げて行くか、という、そういうものもちゃんと仕組みとして見込んで管理していただけると、そのように思います。

(流域担当次長)

ご意見ありがとうございます。そのように、離島の利用者ですとか、それから、旅行者とか、対象となる相手は把握をしているつもりですので、どのように手を打つか、しっかり検討していきたいと思います。

(副委員長)

よろしいでしょうか。この鳥羽港の、事後の事業費は、県はあるのですか。

(流域整備担当次長)

事業の後に、お金が掛かっているか、と言う意味の質問ですか。

(副委員長)

そうです。今言われているように、ユニバーサルデザインに即して、利便性を上げますというようですけど、県としては、そのへんの予算というのは。

(流域担当次長)

これは、新たに確保する事になりますし、それ以外にも、毎年維持管理としまして、例えば清掃とかの費用は、継続的に必要になっています。

(副委員長)

わかりました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

質問じゃないのですけど。大変ご苦労されていると思います。予算も沢山取らないといけないし、削られて行く所も沢山多いと思うのですけど、頑張ってください、皆が安心して過ごせるまちづくりにしていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

(副委員長)

どうもありがとうございます。うまくまとめていただきまして。

今、あったように、やはり全部の公共事業で、県民の安心・安全・快適に繋がってくる事業だと思うので、そのあたり含めて、これからも貢献していただければな、というご意見だと思しますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

これで、全部の評価の対応方針について、終わりましたけれど、全体を通して、何かございませんか。ないようですので意見交換はここまでとします。

安食委員長がおられたら、総括で、お話していただく事になっていたと思うのですが、お休みされているので、私が、まとめさせていただきます。

まず1点、委員の皆様におかれましては、今年度15事業審査していただきました。

委員会は今日で5回目ですが、会議が朝から晩まであったり、結構密なスケジュール等々で、本当にお疲れ様でした。本当にありがとうございます。

次年度もあるようですので、また、よろしくお願いします。

質問の中身をですが、事業評価要綱の中に一番に事業の進捗、二番目が事業における社会情勢の変化、それから、費用対効果分析の要因のとか、地元意向の事、事業の進捗コスト縮減という、5つの項目が評価の所に上げられているのですけど、このあたり皆さん、十分理解された上でご質問等されていまして、本当に素晴らしいなと思います。

そういう中で、ご説明いただきました県の方、本当にお疲れ様でした。長い間の事業が、ずっと進んでいる中で、評価等をやられるというのは、かなり労力が掛る事だと思います。大変だと思うのですが、今の時代、県民にいかに説明するか、県民に理解してもらうかが、すごく重要だと、この中でも色々ご意見出ているのですけれども、そこに尽きると思います。

それがあって初めて、県の費用を使って公共事業が進んで行くことになると思います。そのために、皆さん色々苦勞されていることは、よく理解しています。

先程もありました、県の予算がどんどん削られてくる中で、本当に必要な事業は何かと。それから、どうやったらもう少し安くとか、良いように、安いのが良いとは、私、思いませんが、良い方向で県が潤ってくるかと言うあたりを、公共事業評価を聞かせていただいて、県の担当の皆さん、十分そのあたり理解されて事業されていると思いますけど、増々そのあたり反映していただければな、と思っています。

三重県ですけど、北から南まですごく長いです。北と南でかなり経済的な差もありますし、先程もありました道路網にしても大変違う。だけど、県民が受けるサービスは、多分同じでないといけないと思いますので、そのあたり、当然地域的な差が出るにしても、やはりその点考慮して、都市部だけ、中山間は切り捨てるという、そういう予算配分は、決してしないようにしていただきたい。その中で、やはりB/C、今日も、委員の話にありましたけども、B/Cの見方というのが、コストだけに掛って来ているだけの話じゃなしに、地域をいかにつくってくるか、助けだしてくるか、に繋がって来ますので、是非ともそのあたり考えていただいたうえで、増々県の公共事業を発展させていただければな、と思います。

公共事業自体は、大変重要な事業だと思っています。日本のインフラを支えているところで、すごく、なくてはならないものだと思うのですが、ただ、県民の皆さんがどこまで理解しているか。先程ありましたけれども、予算の話も含めて、それから事業の形態含めて、ほとんど理解されていないと思うので、それを県民の皆さんに説明したうえで、「必要ですね」というお墨付きをいただくような、そういう取組というの、考えていただければな、と思っておりますので、是非よろしくをお願いします。

という様な感じで、まとめさせていただきましたけど。1年間、本当に皆さん、ご苦勞さまでした。これで、終わりたいと思います。

(事務局)

大変有意義なお話、ありがとうございました。それでは、これもちまして、平成28年度の第5回三重県公共事業評価審査委員会を、閉会とさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、1年間、本当に長い間、どうもありがとうございました。

また、来年度もございますので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員会の方は、これで終了させていただきます。

< 終了 >